**新宿区介護保険制度改正等説明会での報酬改定等の説明について**

**◎各サービス基準や算定基準の改正内容について**

(1)　説明会では、説明会の資料である社会保障審議会介護給付費分科会の作成した「令和６年度介護報酬改定における改定事項について」に加えて、改正後の各サービスの基準省令（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等）及び各サービスの算定基準告示（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等）案に基づいて説明しています。事業所において、各基準等を厚生労働省のホームページなどで確認してください。

(2)　時間の関係上、概要しか説明できません。改正点をすべて説明したわけではありませんので、ご注意ください。

(3)　今後、厚生労働省から解釈通知、留意事項及びQ&A等により詳細が示されますので、必ず確認してください。場合によっては、この説明会での説明と食い違うこともありますが、その場合には解釈通知等で示された内容での運用になりますので、ご注意ください。

(4)　各基準等について、区へ問い合わせていただいて構いませんが、問い合わせ前に必ず各基準やQ&Aの内容を事業所内で確認してください。問い合わせなくても解決することもありますし、疑問点が整理できて問い合わせがスムーズにできます。区の担当職員は数人しかおりませんので、ご協力をお願いいたします。

**◎加算の算定にあたって**

加算を積極的に活用することで、事業所運営の安定化を図ることができます。しかし、加算は、加算要件をすべて満たしてはじめて算定できるものです。加算算定の際には、十分に加算要件を確認してください。要件を満たさずに算定していたため、東京都や区の指導において過誤申立となったケースが多くあります。わかりにくい要件もありますので、注意してください。

なお、算定基準告示に加算の要件として「別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長（都道府県知事）に届け出た」とある場合は、加算算定にあたって届出が必要です。

**厚生労働省では、令和６年度介護報酬についての専門ホームページを開設する予定ですので、活用してください。**